

第十三回 参議院文部委員会會議録第二十六号

昭和二十七年四月十七日(木曜日)午前
十時四十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田なほ子君
相馬 助治君
木内キヤウ君

委員

木村 守江君
白波瀬米吉君
高橋 道男君
山本 勇造君
矢嶋 三義君
岩間 正男君

政府委員

文部省管理局長 近藤 直人君
事務局側 常任委員 石丸 敬次君
常任委員 竹内 敏夫君
会専門員

説明員

外務省条約
局第三課長 重光 晶君

本日の会議に付した事件
○連合国及び連合国民の著作権の特例
に關する法律案(内閣提出)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部
委員会を開きます。

連合国及び連合国民の著作権の特例
に關する法律案の總括質問をお願い
いたします。質問のあるかたから御発言
をお願いします。

○山本勇造君 外務省のかた見えてお

るのですか。
○委員長(梅原眞隆君) 重光さんが見
えております。

○山本勇造君 それでは平和条約の中
で、第五章の十四条の2のVは「日本
の商標並びに文学的及び美術的著作権
を各国の一般的事情が許す限り日本国
に有利に取り扱うことに同意する」と
いう条項があつて、これから審議する
著作権の問題に非常に関係があるわけ
ですが、そのこのういふものが入つた
こと、又入るようなふうになつたとき
さつと、或いはどういふふうなあれで
かういふふうになつて来たか、それら
の点を一つ一つと御説明をお願いいた
したいと思います。

○説明員(重光晶君) 只今の御指摘の
十四条の2のVの規定でございますが、
今までの先例から申しますと、例えば
イタリアの条約等におきましてはこ
うした戦敗国即ちイタリアの文学的
及び美術的著作権はこの十四条の2の
Iに規定してありますように、戦勝国
即ち連合国が「差し押え、留置し、清
算し、その他何らかの方法で処分する
権利」からはずきり除外されておしま
す。それからヴェルサイユ条約時代の
例を考へて見ましても、条約の規定は
別といたしまして、実際の取扱にお
きましては、当時戦勝国は戦敗国の著
作権を没収したというふうなことはな
いのでございまして、日本の場合のこ
のVの規定は単に「有利に取り扱うこと
に同意する」ということでありまし
て、その点は残念ながらイタリアの平

和条約に比べますと日本にとつて不利
であると言わなければならないのは非
常に残念でございますが、イタリアの
場合と日本の場合と、単にここではご
ざいませぬ、一般に、殊に傾向から申
しますと個人の私権に關する取扱、即
ち日本人の私権、イタリア人の私権の
取扱に關する傾向から申しますと、イ
タリアのほうが日本よりも有利に取扱
われておるわけでございます。御指摘
の条文を含めまして一般的にこうし
た私権の取扱については、一般國際法
上、私権というものは従来の觀念から
申しまして相当手厚く保護されなけれ
ばならないというのが一般の國際慣例
であつたわけですから、私たちといた
しましてこれは何とか私権は没収だ
とかいふことをやめて頂きたいとい
う話をしたように私は聞いております。

併しとにかく結果として現われたこと
ろは、イタリアの条約よりも不利にな
つたわけでありまして、どうしてなつた
かといふことは勿論私自身この条約の
細かい交渉にタッチしておりません
でしたが、非常に抽象的に申しますな
らば、イタリアの場合は日本と違つた
ところがある／＼あると思ひます。根
本的に申しまして、先ず政治的に申し
ますと戦争が終つてから平和条約が結
ばれるまでの期間が非常に短かつたこ
とでございます。イタリアの場合は、
それからもう一つは、イタリアという
国が連合国から見ても旧敵国、敵国で
ございましたが、中途からいゝゆる共同

交戦国というやうな地位を獲得したこ
と、この二つが非常に違つたところであ
らうと存じます。従ひまして出て参り
ましたことは、例えば賠償というやう
なものにつきましては、日本のほうが
有利である一応解釈はできるわけで
ございまして、ところが私権に對する取
扱については、その共同交戦国である
というイタリアの立場からイタリアの
ほうが有利になつた。まあ結果論とし
て申しますと、こういうこと
になつたのではないかと私も考へて
おります。具体的に十四条の御指摘
のVの条文の交渉経過については、実
は私はタッチしておりませんし、恐
らく当時の係官のかたでないか細かいこ
とは申上げられないと思ひますが、私
が申上げられることは少し抽象的にな
りますが、以上でございます。

○山本勇造君 この委員会が今日要求
したことは、この問題を初めから申上
げてこの点をはずきりさせないと、今
我々のほうにかかつておる法案は審議
して行くのに非常に困るし、又先の見
通しも立たないのでその点を突いて要
求できませんが、これは改めて要
求できますか、できますかと言つて
も、当然でございまして、何か
これはもう少しはずきりしないかと我々
はこの法案を審議して行けないので
がね。

○説明員(重光晶君) と申しますの
は、このVの御指摘の条文に關する交
渉経過を詳しく報告申上げるといふこ
とでございますか。

○山本勇造君 それだけでなしに、ま
だい／＼その後どういふ経過であつ
たかといふこと、將來において有利と
いう言葉が、どれだけ我々のほうが活
用できるかといふ点が我々の大きな問
題なんです。例えばイタリアのほうの
場合だと、附屬書の百十二頁の第十五
の(ハ)の所ですが、イタリアの特
例が設けられております。この特例は
随分便利な特例だと思ひますが、日
本にはこれが全然ないのです。あなた
が今言われたように、イタリアと日本
は或る点では違つておる、それは勿論
当然でありますし、今お挙げになつた
二つの点は私は了解するのですが、併
しなからとなくイタリアも枢軸國で
殆んど同じやうな立場であつたとい
ふこと、途中から變返りは打ちました
けれども、とにかく大部分は日本と同じ
立場であつた、一つのこういう前例が
前にあつたにもかかわらず、今年はい
とて以つてやる場合に、どうしてこれ
が抜けておるのか。そうするやうなも
のがどうしてないのかといふ点が我々
非常に不思議に思ふ点なんです。こ
の点も伺いたしたいと思います。又何で抜
けたのか、抜けたとすれば何かこれに
代るやうなことが得るかどうか、
さういふやうな点が我々のほうの質問
の要旨なんです。

○岩間正男君 今山本さんのお話のよ
うに、この点が解決されないと大変だ
と思ひますが、これは何ですか、課
長さんは今の問題はお答えできま
すか。私は経過をお聞きしたいのだ

が、そのほかにいろいろ平和条約との関連の問題、今後どうなるか、これはもう少しわかる……岡崎さんは出られないのですか、それが出られないとこの問題は解決できないのです。これは少くとも条約局長くらい出ないといわれない、話がつかないのです。どうですか、今後の見通し……これは結論は課長じゃ答えられないでしょう、どうですか、若しそうだとすればそれを要求して下さい。

○委員長(梅原眞隆君) 今日の実はこのころのほうからこの著作権のことについて一応説明のできるお方というのでお願いして来てもらったのです。まあ問題がもう少し根本的な問題になつて来れば然るべきかたに来てもらうというほかに途はないと思いますが、今のに關して一応重光さんのお話を聞いては……

○山本勇造君 それは併しお答えができるかどうか、相当……

○岩間正男君 私は關連して……。一例を申しますが、例えば今度の条約は和解と信頼と言つておるのです。そうしたら今そういうあなたが挙げられたような二つの条件はあるけれども、そういうことはなしにこれは結ばれなければならぬのです。そういう精神から行くといタリに与えられておるものが日本に獲得できないというのは、これはどういふ態度を外務省はとるか、こういう場合に、それを今度国内法で具体化するときにそういう努力をしないのか、そういうことの了解がつかないで、そういう点については何ら明らかにしないで結ばれてしまった。こういう問題を一つお聞きしてもあな

に繋がつて来るのです、實際問題として。

○説明員(重光晶君) 私の了解するところでは御指摘になりました問題が二点あると思うのです。一つは、十四条の問題では、イタリアの平和条約の附屬書の十五の中の一の(ハ)ですね、あれに關連したものが日本側にない。或いはあつても違つておる。日本側に不利になつておる。それがどうしてイタリアの平和条約と日本の条約が違つて来たのか、理由の説明をしても、それからも一つは、十四条の最初に御指摘になりましたで得る限り、事情が許す限り日本国に有利に取扱うことに同意するといふ、有利に取扱うことに同意するのだが、一体この内容はどういふものになるのであらうか、この二点だと一応了解いたしました。ですが、先ず第一の問題は、ちよつと先ほどの私の説明は非常に拙劣であつたと思ひますが、イタリアの条約と日本の条約と、イタリアの条約の先例があるからイタリアの条約と同じような、即ち有利なところは全部日本の条約に入れて行きたかつたのでございませう。それが実現し得なかつたといふことは、実に残念に思つております。併し先ほど私が直接申し上げて御了解を得たと思ふのでありますが、イタリアの平和条約といふのは、前文にも書いてあります通り、共同交戦国であつたといふ一般の平和条約、即ち敵と味方との平和条約の例から申します、前代未聞のような妙なステイタスがイタリアの平和条約の文章そのものによつても与えられておるわけですが、この点は日本としまして、前文を比べて頂くと

わかると思ひますが、イタリアのほうにはイタリアは元來被侵略國であつた、併しその後共同交戦國になつたのだと書いてあります。日本のほうは敵であつたといふことを書く段取りになつたのであります。ところが敵であつた、即ち戦争の責任者が日本であつたといふ普通通のきまり文句の文章はこれ何としまして勘弁して頂いたのでございませう。でございませうから前文だけを見ますと日本と連合國の關係は、日本が戦争を始めたのだといふ文章はなくなりまして一応將來の、これからの日本と連合國とは平等の協力關係に立たなければならぬといふ前文だけになつたと思ひますが、そういうふうな、併し一緒に戦争をしたといふイタリアのステイタスは、いろいろな条文の内容についてどうしても残つて参つたのであります。これは結果論でございませう。これは以上は、若し當時の細い事情なり或いは政治的にどういふ手を打つたかといふことは、勿論私は事務局でございまして、これ以上私が申上げることができません。これ以上は若し御要求があれば要求して頂きたいと思ひます。

第二の点でございませうが、有利に取扱うといふことに同意するといふ、その有利の内容がこの条文ではわからぬのでございませう。現在までのところ、法律の意味におきましてこの有利な取扱が決定しておる國はないのでございませう。これは當然でございませう。平和条約が発効してまだないわけでありませうから、ただ今までの非常な、非常に申しませうとおかしいですが、本當に非公式な話合ひだけのことを申上げますと、アメリカとの間には相當今まで文部省と連絡いたしまして、非

公式な話を進めて来たわけでありませう。御承知のようにアメリカとの間には著作権に關する古い法律がございませう。アメリカ側はこれをそのまま残すことはどうしてもいやだといふ意向であります。それは一九〇五年でありませうからアメリカの事情も違つておりませう。いわば當時はアメリカは文化の輸入國でございまして、最近逆になつております。そういうふうな關係だろの規定に基いて回復させる措置はとらないで、然らば新しい著作権に關する条約を結ぶかといふ点を只今交渉中とございませう。これは我々どもがその交渉で得た印象でございませうが、印象から申しますと、アメリカにおける日本の著作権の取扱と、日本におけるこの平和条約によつて定められた日本の取扱とは大体これは細かくは勿論違ひがあるかと存じますが、大体平等と言へるかかと存じます。それからそういうような全般的に講和発効後の著作権に關する協定を作るとか、全般的な問題でございませうが、個々のケースについて交渉する例はございませう。例えばイギリスとの間において、戦争中の日本の著作権の取扱について有利に取扱うといふのは、この点についてどういふふうにしてくれるのかと、そういうふうなケースでございませう。併し全般的に有利に取扱うといふことが、各國別にどういふふうにきまつておるかといふことになりませうと実はまだきまつていないわけにございませう。大体今までのところは只今申しましたようなままだはつきりしない状態でございませう。

○岩間正男君 まあ私先ほどお聞きしたならば、只今和解と信頼で、押付けられた平和条約でないというように言われるのです。だから日本のいろいろな權益についてはこれは對等の立場まで戻してもらえと、こういうようなことが非常に政府によつて実は宣伝されているわけなんです。そうしてこれだからもうお祝いだ、五月三日にはお祝いだと、こういうことまで謳つて國內でそれに非常に酔ひ痴れてゐる。ところが今あなたの御説明のようなところを聞きますと、明らかにこれは敗戦國としてのいわば城下の誓ひのような態度をはつきりと結ばせられた条約だといふことは今の説明で明らかなんです。その食い違ひ、これは非常に大きいのです。だから若し政府の宣伝といふようなものを聞いてゐる人から見ますと、なぜ例えればイタリアで認められてゐるような權益が、著作権に關する限りにつきましても日本ではそういうことがなぜ認められなかつたかといふことにつきましては、これはなかなか了解できないのです。そうするとこの問題について今後どういふ態度でどういふふうな交渉するか、どういふふうな打開するかといふ問題は非常に大きい問題になつて来る。これは課長さんのお答えの領域の以外にないと思ひます。私はこの点まで課長さんにお聞きすることはできないわけですが、そういうふうになりませうと、いろいろなまあ事務的なことをお尋ねするのはいいのですけれども、結局その問題にしようちゆうつかかるわけですが、今から審議を續けて行くと、そこでどういふ責任のあるかたが同時にいないといふかと思ひます。私はこれでちよつと展開できないと思ひます。そうすると一つもう今の説明そのものがそれ

国のはうは日本の条約の第十四条(b)によつて、それから日本のはうも第十九条によつて放棄しております。ところがこの著作権については、戦時請求権と関係がないことになるのでございす。即ち著作権については、敵国人の著作権の敵産管理を日本ではしておりませんのです。イタリーもしておらなかつたものと思われます。即ちこれは黙つておると連合国は放棄しないのであります。ただこの附屬書の十五の(ハ)によつて放棄はしないけれども、放棄はしないということは、いつでも損害賠償請求権その他の訴訟を起し得るということでございますが、それを一年間に限つて行使する、こういうことを謳つたのがこの規定の意味でございます。これに対応いたしましたるのは日本のはうの平和条約の議定書でございす。議定書のBの時効期間と云うのがございす。即ち日本のはうは連合国人の訴訟期間を一年と限つておりません。そこが不利と言へば不利、違ふと言へば違ふ点でございす。が、日本のはうは普通一般の訴訟の時効を戦争の継続した期間だけプラスしております。ですから単に一年間を限つただけでなくて普通の私契約に関する訴訟と同じように取扱ふ、日本のはうではそうなつております。大体イタリーの平和条約の意味はそういうことであります。

○委員長(梅原眞隆君) それではなおもう一遍お尋ねしますが、この前も問題になつたのですが、つまりイタリーのほうでは一年間、こう見る、こつちのほうでは戦争期間というものを加算するということになる、そういうことで

やはり何か損得という点で、多少の差等がある、それがイタリーのほうは一年というふうなふうに言つたほうがよかつたのじゃないかといつた議論も参考人の中にあつたように思ひます。そういうことに關して何かそういう一年間ということをやイタリーがやつたというのは、イタリーだけを多少有利に見てやるという意図があつてこゝなつたのですか。

○説明員(重光鼎君) その点は最初の問題に歸ると思つてありますが、具體的にどういふ話があつたかといふことは実は私承知しておりませんので、事務的には答えられない問題でございます。それからちよつと念のために申し上げますが、イタリーのほうにも一般的に時効期間に計算するという規定がございます。ただこの著作権については特別のような恰好になつております。

○委員長(梅原眞隆君) それではこれにて今日の委員会は散会いたします。

午前十一時二十五分散会

昭和二十七年四月二十六日印刷

昭和二十七年四月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁